

いじめ問題につながる本校の現状

遊び場面等での仲間はずれ・中傷等といったいじめにつながる可能性をもつ事案が少なからず発生しており、注意を要する。全職員の情報交換を密にし、いじめ問題になる前に原因を探り問題を解決する指導をおこなっている。習い事や学習塾等の通塾率が高いため、携帯電話やスマートホンを手にする機会が急増していることを踏まえ、携帯電話・スマートホンなどの危険性を啓発する必要がある。



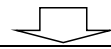
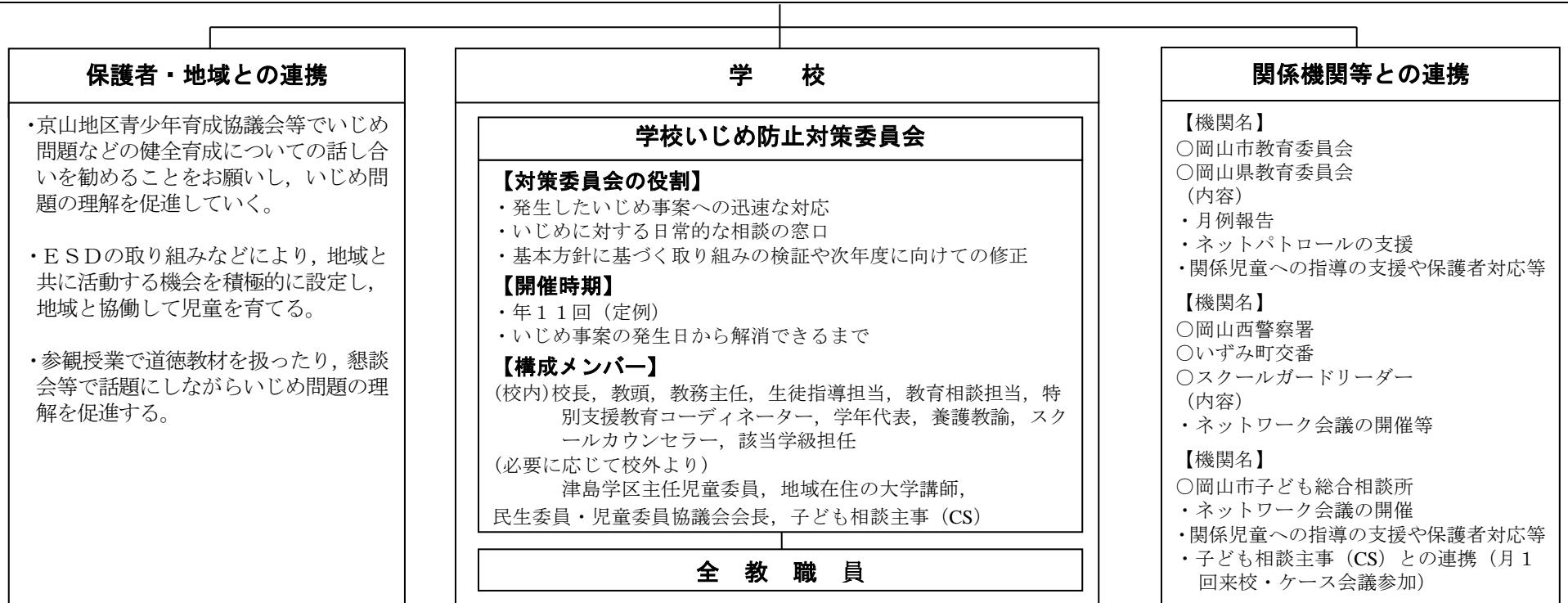
いじめ防止対策に関する基本認識

1 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)」

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに関する基本認識

「いじめ」は、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与える。本校の全ての職員が、「いじめは、どの子どもにも、どの集団にも起こりうるものであり、全ての児童が、被害者にも加害者にもなる可能性をもち、いじめに全く無関係ですむ児童はいない」という基本的認識に立ち、いじめによって児童が辛く悲しい思いをすることがないようにするために「いじめは絶対に許さない」という強い意識と、毅然とした態度をもち、教職員としての役割と責任を自覚し、学校全体でいじめの未然防止と早期発見・早期解決に取り組んでいく。



本校におけるいじめ防止対策に関する基本姿勢と具体的な取り組み

(1) 未然防止	<p><b>【いじめを許さない学級・学校の風土づくり】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめに同調する行為やいじめを見て見ぬふりをする行為は、いじめに加担したり助長したりする行為につながることを指導する。</li> <li>・対話が生まれる授業づくりを行い、思考力・表現力・コミュニケーション能力を養う。</li> <li>・道徳教育を通し、豊かな情操を育み、いじめは許さないという感覚を養う。</li> </ul> <p><b>【児童が主体的に取り組む特徴的な活動】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あいさつ運動」「6年生による朝ボランティア」「異学年交流」「かがやきタイム」等、児童の主体的な活動を支援する。</li> <li>・週に2回の朝読書により、豊かな感性と考える力を育み、さわやかで落ち着いた一日を始める。</li> </ul> <p><b>【情報モラル教育】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教科や道徳、学級活動、総合的な学習の時間を通して、これからの情報社会の中で生きていくために必要な知識・技術や情報モラルの指導を発達段階に応じて行う。</li> <li>・毎年、インターネットを利用する際の最初の授業では、情報モラルの指導を行う。</li> </ul>
(2) 早期発見	<p><b>【実態把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月と9月に行う年2回の児童対象の「フリートーク」や、毎月1回の保護者対象の「教育相談日」を設定し、相談しやすい体制を作る。</li> <li>・アンケート調査を適宜実施し、個々の児童の学級での適応状態を測り、児童理解に努める。</li> </ul> <p><b>【情報共有】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・週1回の学年会や、毎月の生徒指導部会、週1回の終礼など活用し、情報交換を密にして児童の様子共通理解を図る。</li> </ul>
(3) いじめへの対処	<p><b>【組織的対応】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、組織的に対応していく。</li> <li>・いじめ問題への対処の際に知り得た児童の個人情報やプライバシーには十分に留意する。</li> <li>・学校いじめ防止対策委員会を開催し、指導方針、被害児童への支援や加害児童への指導方法を検討し進めていく。</li> </ul> <p><b>【被害児童への支援と加害児童への指導】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全と安心を徹底的に守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと毅然とした態度で指導していく。</li> <li>・被害児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにしていく。</li> </ul> <p><b>【保護者・関係機関との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者や加害者の家庭との連携を密にし、岡山市教育委員会への連絡・相談・報告を徹底する。</li> <li>・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。</li> </ul> <p><b>【重大事態への対処】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合または、いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされると認められる場合は、岡山市教育委員会に速やかに報告をする。さらに、「学校いじめ防止対策委員会」を中心に、速やかに事実関係を調査し、関係機関との連携を適切に取りながら必要な措置を講じる。</li> <li>・調査した結果については、被害児童やその保護者に対し、事実関係や必要な情報を適切に提供する。</li> </ul>